

Weekly Report

第 792 号

令和7年4月14日

令和7年に入居した場合の住宅ローン減税

令和7年度税制改正により、住宅ローン減税は子育て世帯等に対する優遇措置等が引き続き実施されることになりました。

◆子育て世帯等は借入限度額を上乗せ

住宅ローン減税は、個人が住宅ローンを利用して住宅の新築・取得又は増改築等をして一定の条件を満たす場合は、各年末のローン残高の0.7%を最大13年間（既存住宅等の場合は10年間）、所得税額等から控除できる制度です。

控除の対象となるローン残高には限度額があり、新築住宅・買取再販住宅の場合は環境性能等に応じて、認定住宅（長期優良住宅・低炭素住宅）の場合は4500万円、ZEH水準省エネ住宅の場合は3500万円、省エネ基準適合住宅の場合は3000万円が限度額となっています。

ただし、子育て世帯・若者夫婦世帯に該当する方が新築住宅等に令和7年入居する場合は、昨年に引き続き限度額の上乗せ措置があり、認定住宅は5000万円、ZEH水準省エネ住宅は4500万円、省エネ基準適合住宅は4000万円となります。

◆子育て世帯・若者夫婦世帯とは

上記の上乗せ措置の対象となる子育て世帯・若者夫婦世帯とは、①「19歳未満の扶養親族を有する世帯」、又は②「夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」をいい、①又は②に該当するか否かは令和7年12月末時点（扶養親族又は配偶者が年の中途中に亡くなった場合はその時点）の現況で判断します。

なお、合計所得金額1千万円以下の場合に新築住宅の床面積要件を40m²以上に緩和する措置についても令和7年12月末まで期限が延長されています。

電子交換所における手形等の交換廃止へ

手形・小切手機能の全面的な電子化に関する検討会（事務局：全国銀行協会）は、政府の方針を踏まえて「令和8年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換をゼロにする」ことを目標に電子記録債権などへの移行に取り組んでいますが、令和6年における手形・小切手の交換枚数は依然として1967万枚であり、抜本的な取組みとして「令和9年度初から電子交換所における手形・小切手の交換廃止」を決定しました（手形・小切手が使用できなくなるわけではありません）。

また、先月に閣議決定された下請法改正法案では「対象取引における手形払の禁止」が盛り込まれ、代替手段への移行が必要となってきています。

規制される蛍光灯をLEDに取り替える場合

水銀使用製品である一般照明用の蛍光灯は、来年1月から種類に応じて段階的に製造と輸出入が規制されます（規制開始後も蛍光灯の継続使用や在庫の購入等は可能）。

これに伴い、企業が事務所等の蛍光灯をLED照明に切り替える際、照明設備（建物附属設備）の工事は特に行わずLED照明を取り付けた場合の取替費用は税務上、修繕費となります。なお、照明設備の工事を行い建物附属設備としての価値等が高まった場合には資本的支出となります。